

平成26年4月から、 ペースメーカーや人工関節等を入れた方に対する 身体障害者手帳の認定基準が変わります

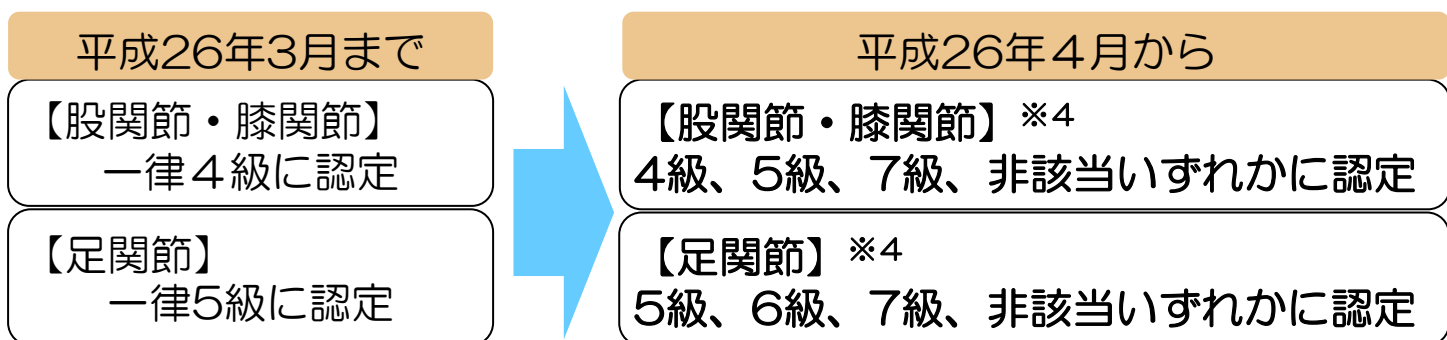
医療技術の進歩により、ペースメーカー等※1や人工関節等※2を入れても大きな支障がなく日常生活を送ることができる方が多くなったことを踏まえ、医学的見地から検討を行い、平成26年4月から身体障害者手帳の認定基準を見直すこととしました。(※1 体内植え込み型除細動器(ICD)を含む ※2 人工骨頭を含む)

◎ペースメーカー等を入れた方（心臓機能障害）



※3 ペースメーカー等への依存度や日常生活活動の制限の程度に応じて認定

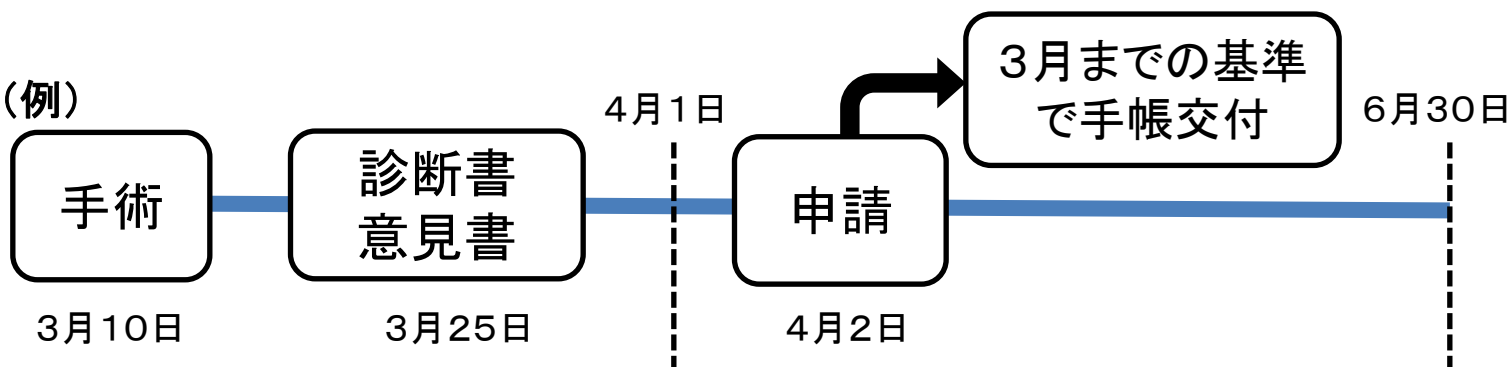
◎人工関節等を入れた方（肢体不自由）



※4 術後の経過の安定した時点での関節可動域等に応じて認定

◎経過措置

今回の変更は4月1日以降に申請された方から適用されますが、3月末までに診断書・意見書が作成された方については、6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。



ご不明な点、その他の詳細については、以下の担当窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
各区保健福祉課
札幌市保健福祉局障がい福祉課 ☎211-2936